

太地町災害時要援護者登録制度のご案内

近い将来、東海・東南海・南海地震等の災害が発生することが予想されています。また近年では、台風等による風水害により、多くの被害者が出ています。

災害時に自力で避難が困難な方の安否確認や避難支援に役立てるため、「災害時要援護者登録制度」の登録受付を始めます。

災害時要援護者登録制度とは・・・？

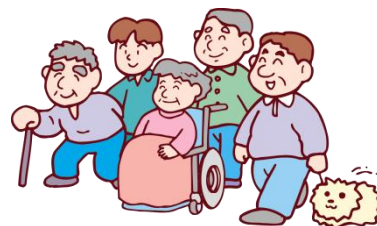
災害時に、高齢や障がいなどで自力又は家族の力だけでは避難することが困難な方（要援護者）で、事前に同意のあった個人の情報を登録し、その登録情報をもとに地域の皆さんの協力を得て、平時の安否確認や災害が発生したときの防災情報の伝達や避難誘導など避難支援活動に役立てる制度です。

登録された情報は、平時から、地域支援者、社会福祉協議会、区長会、駐在所、自主防災組織、民生委員・児童委員などと必要に応じ共有します。

登録の対象となる方は・・・？

災害時において地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意する方で、次のいずれかに該当する方です。

1. 65歳以上の方のみの世帯の構成員である方
2. 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている方
3. 療育手帳（A判定）の交付を受けている方
4. 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
5. 介護保険の要介護3以上の方
6. 特定疾患の県知事に認定を受けている方
7. 1～6以外で災害時などに支援が必要と町長が認めた方



新たに申請を希望する方、該当と思われる方は、役場住民福祉課（Tel59-2335）までお問い合わせください。既に申請された方もお薬等の変更がありましたら、再度申請をお願いします。

登録の方法は・・・？

登録を希望される方は、役場にお申し込みください。尚、申請する際には、個人情報の提供に同意が必要であるため、印鑑をご持参ください。また、服薬している薬がある場合は、お薬手帳をご持参ください。

日頃の見守りや災害時における可能な範囲での声かけ、避難の付き添いなどをしていただければ、ご近所の方等（地域支援者）にも協力をしていただきたいため、地域支援者を選定し、同意を得てください。ご近所等に地域支援者がいない場合も登録は可能です。

申請書は住民福祉課窓口にあります。役場に来るのが困難な方は、役場住民福祉課までご連絡ください。

登録にあたって・・・

この制度は、地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害時の状況によっては、支援者の方も被災者になりうることから、この制度に登録することによって、必ず災害時の支援が保障されるものではありません。

尚、平時からの見守り活動として、個人情報を共有する場合があります。登録していただいた個人情報については、町で適正に管理するとともに、情報の提供先においても同様な管理を行い、安否確認・避難支援活動以外には、使用いたしません。

男の人の料理教室

この教室では“簡単な料理で、健康的な食生活ができる「ワザ（技）」を磨き、みなさんのこれからの食生活に役立てていただきたいと計画しています。

今回は、夏野菜をたくさん使った料理を考えています。皆さんと一緒に料理を作り、楽しく美味しい食事をいただきましょう。

- 日 時** . . . 令和元年7月12日（金）
10:00 ~ 13:00
- 場 所** . . . 太地町公民館 調理室
- 参加費** . . . 500円
- 各自持参** . . . エプロン、三角巾（またはタオル）
手拭きタオル
- 参加申込** . . . 7月5日（金）までに役場住民福祉課又は、
地域包括支援センターへご連絡ください。
（TEL 59-2335）
- 料理の献立** . . . ★豚肉の野菜巻き
（予定） ★そうめんチャンプル
★かぼちゃサラダ など



かんたんでお気軽につくれるメニューを用意していますので、料理がはじめての男性も大歓迎です。ご参加お待ちしております。

太地町健康増進ポイントの対象事業です。参加していただきますと、「健康ポイント」が貯まりますので、是非ご参加ください。



お問い合わせ先：太地町役場住民福祉課

太地町地域包括支援センター TEL 59-2335